

プロジェクト 税効果会計

項目 第 355 回企業会計基準委員会及び第 47 回専門委員会で聞かれた意見
(法人税等会計基準)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 355 回企業会計基準委員会（2017 年 2 月 22 日開催）及び第 47 効果会計専門委員会（2017 年 2 月 21 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下、「公開草案」という。）に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

更正等による追徴及び還付に係る会計処理に関するコメントへの対応について聞かれた意見

2. 事務局より、公開草案に対する修正を反映した文案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

（本公開草案第 5 項の「原則として」という表現を削除すべきとのコメント（コメント 8 及び 9）に関する意見）

- (1) 結論の背景における「排除されていない」という表現では、排除されていないケースを積極的に認めているとも読めるため、例えば、「追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースは極めて稀である」等の表現に修正した方が、公開草案公表前の審議の内容と整合するのではないか。（第 355 回企業会計基準委員会）
- (2) 公開草案第 32 項の表現を変更すると公開草案で示された取扱いが変更されているとの意見が寄せられる可能性はあるが、明確化を図る方が、本会計基準を適用する上での実務上の混乱を避ける観点から望ましいと考える。（第 355 回企業会計基準委員会）
- (3) 追徴税額について課税を不服として法的手段を取る場合の取扱いについて、「追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースは排除されていない」と記載されているが、当該ケースがないのか、あり得るのかを明確にする必要があるのではないかと。（第 47 回専門委員会）
- (4) 結論の背景における「当該取扱いにおいて追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースは排除されていないと考えられる。」との記載は、監査保証実務指針第 63 号の解釈が示され、読み手によって「当該ケースがほぼない」と読むのか、あるいは、「当該ケースがある程度認め

られる」と読むのかに幅が生じる可能性がある。そのため、当該記載を削除してはどうか。(第47回専門委員会)

(更正等による追徴及び還付の閾値の説明を見直すべきとのコメント(コメント6)に関する意見)

- (5) 更正等による追徴及び還付の閾値が異なることの根拠を示すために、監査保証実務指針第63号における取扱いを踏襲した旨についても触れた方がよいのではないか。(第47回専門委員会)

以 上